

令和4年度第1回北海道水域利用調整協議会議事録

日時 令和4年5月24日(火) 10:30～11:30
 方法 オンライン (Zoom) 危機管理センターB

発言者	内 容
<p>【事務局】 三田地補佐</p>	<p>私北海道プレジャーボート等の事故防止等の条例の総括をしております道庁危機対策課の三田地と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は議事に先立ちまして、委員の交代についてご報告します。 まずは、資料1として委員名簿をお配りしておりますが、第一管区海上保安本部、北海道警察本部においては、人事異動などに伴い、委員が交代しております。 それでは、新しく委員に就任された方々をご紹介します。 第一管区海上保安本部 交通部 安全対策課長の宮里幸(みやざとおさむ)委員でございます。 急遽欠席となりましたが、北海道警察本部地域部地域企画課長の佐藤伸治(さとうしんじ)委員様が新たに就任しております。 オンライン出席から北海道ライフセービング協会から代表の国見将之(くにみまさち)委員でございます。 以上3名の方が新たに就任致しました。よろしくお願い致します。 また、オンラインによる出席と致しまして、北海道運輸局の松居賢親(まついまさちか)委員、小樽市産業港湾部の須藤慶子(すどうけいこ)委員、千葉海事代理事務所の千葉貴子(ちばたかこ)委員につきましてはオンラインの出席となりますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日、日本マリン事業協会北海道支部支部長の伊藤敬一(いとうけいいち)委員、北海道大学の児矢野マリ(こやのまり)委員につきましては、所用により欠席されることで、あらかじめご連絡を頂いております。 それでは、これより先の進行につきましては、当協議会の会長で、北海道大学教授である木村会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願い致します。</p>
<p>【木村会長】</p>	<p>木村でございます。本日はよろしくお願い致します。</p> <p>さて、北海道プレジャーボート条例につきましては、プレジャーボート等の航行に伴う危険や水難事故等の防止を図るべく、平成15年に制定されまして、翌年の施行から、今年で19年目を向かえております。 この間、委員の皆様、様々な観点からご審議をいただきながら、水域利用調整区域の指定などを行ってきたところでございます。昨年度につきましては、石狩市から余市町までの海岸線の6つの水域と壮瞥温泉園地、屈斜路湖砂場地区、併せて8つの水域を調整区域に指定を行ったところでございます。 また、条例の主旨など普及活動につきましては、委員の皆様はもとより、関係機関をはじめ、数多くの方々にご協力を頂きまして、これらの取り組みにより、昨年度、調整区域に指定した水域では、水上オートバイ等のプレジャーボートと、遊泳者等との大きな事故は発生しておらず、また、遊泳区域内へ侵入するプレジャーボートも、少なくなっていると聞いております。 本日の協議会におきましては、事務局から「令和4年度水域を調整区域の指定」について提案がある予定でございます。これから海や川などでの活動が本格化する季節を迎えます。道内外を問わず多くの方々が海水浴場をはじめとした水辺空間へ繰り出す機会が増えてまいりますが、安全で快適レクリエーションを楽しんでいただけますよう、各委</p>

	<p>員の方々には多様な視点からご意見を頂きながら、引き続き事故防止対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご審議をおねがいたします。</p>
【木村会長】	<p>それでは、早速、議事に入って参りたいと思います。 左にありますように本日は議題がその他を含めて2点あります。</p> <p>議題の1 令和4年度水域を調整区域に指定につきまして、事務局から具体的にどのような区域の指定を検討しているのか、説明して頂きます。 よろしくお願ひします。</p>
【事務局】 東	<p>危機対策課の東と申します。 資料の2から5まで一括して説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、始めにお手元の資料2「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例(抜粋)」をご覧ください。</p> <p>水域利用調整区域につきましては、条例第18条の規定によりまして、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止することができる水域として、市町村その他関係するものからの申出により、知事はその区域を指定することができるかとされております。</p> <p>その区域を指定する手続につきましては、条例第19条に規定されており、知事は、水域利用調整協議会の意見を聴かなければならないとされております。</p> <p>次に、資料3「水域利用調整区域の指定に係る意見について」をご覧ください。先ほどご説明させていただきましたとおり、条例に従いまして、今年度、水域利用調整区域に指定しようとしている区域について、本協議会のご意見を頂きたいと考えており、そのための諮問文となります。1として、今回指定を予定している7つの区域の名称等を、また、2として、これら7つの区域を水域利用調整区域に指定する必要性について記載しております。</p> <p>各区域の詳細につきましては、資料4にまとめておりますので、資料4によりご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料4の1ページから2ページになりますが、本年、水域利用調整区域の申出があった7つの区域を地図上に落としたものです。</p> <p>今年度は、石狩浜海水浴場、おたるドリームビーチ、銭函ヨットハーバー、銭函海水浴場、蘭島水域としまして蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設、余市町の浜中・モイレ海水浴場、壮瞥町の壮瞥温泉園地の7つの区域についてご審議いただきたいと考えております。</p> <p>なお、昨年度まで指定しておりました弟子屈町の屈斜路湖砂場地区については、2月に実施した協議会でも説明しましたが、令和3年10月から自然公園法に基づく、阿寒摩周国立公園の管理計画の変更による動力船を含む車馬(しゃば)等の乗り入れが禁止となり、今年も4月1日から12月31日まで規制されますので、道のプレジャーボート条例に基づく、特別な対策を要しない水域となったため、今年度指定は行いません。</p> <p>市町村長などから申出を頂いており、頂いた申出の内容を3ページの一覧表にまとめております。</p> <p>まず4ページ目からの「石狩浜海水浴場」でございます。こちらは、石狩市から申出が</p>

ございました。略図につきましては、6ページに添付しておりますが、石狩浜海水浴場の遊泳区域につきましては、海岸線が600m、沖出しが30mの区域となっております。

その遊泳区域を囲むようにして、海岸線700m、沖出し80mの区域を水域利用調整区域として指定することについての申出でございます。

こちらの海水浴場は、年間約20万人が利用している海水浴場でございます。石狩市から余市町にかけての海岸につきましては、マリンスポーツが大変盛んな地域でございます。遊泳者とプレジャーボート等との事故を防止することなどを目的としまして、平成20年度から毎年、水域利用調整区域に指定しているところでございます。

なお、今回申出のありました指定の期間は、海水浴場の開設期間の7月9日から8月21日までとなっております。

次に9ページ目からの「おたるドリームビーチ」でございます。こちらの区域はドリームビーチ協同組合から申出がございました。略図につきましては、11ページに添付しておりますが、海水浴場の遊泳区域は、海岸線が530m、沖出しが60mの区域とされております。その遊泳区域を囲むようにして、海岸線570m、沖出し110mの区域を水域利用調整区域として指定することについて申出がございました。

おたるドリームビーチにつきましては、石狩浜海水浴場と並びまして道内で最も利用者の多い海水浴場でございます。平成16年度より毎年、海水浴場開設者でございますドリームビーチ協同組合からの申出によりまして、水域利用調整区域に指定してきたところでございます。

今回の申出の期間につきましては、海水浴場の開設期間の6月24日から8月31日までとなっております。

次に13ページ目からの「銭函ヨットハーバー」でございます。こちらは、小樽市から申出がございました。

銭函ヨットハーバーにつきましては、サンセットビーチ銭函の西側に隣接し、その更に西側には銭函海水浴場がございまして、その間にある区域でございます。銭函ヨットハーバーの略図につきましては、15ページに添付しておりますが、こちらは海水浴場ではございません。海岸線が250m、沖出しが、右側が210m、左側が波消しブロックの関係がございまして、250mの区域を水域利用調整区域に指定することについて申出がございました。

こちらのヨットハーバーでは、シーズン中、約3,500艇(てい)のヨット又はセーリングボートが出入りする陸上拠点になっておりまして、ヨットやセーリングボートと、プレジャーボート等との事故防止等を図るため、平成18年度から毎年、水域利用調整区域に指定しているところでございます。

申出の期間は、6月24日から8月31日まででございます。

次に17ページ目からの「銭函海水浴場」でございます。こちらは、銭函海水浴場組合から申出がございました。略図は19ページになりますが、海水浴場の遊泳区域は、海岸線が350m、沖出しが230mの区域となっております。その遊泳区域を囲むようにしまして、海岸線が480m、沖出しが左230m、右側は銭函ヨットハーバーに接する区域になりますので、その沖出し分を水域利用調整区域に指定することについて申出が

ございました。

銭函海水浴場は、年間36,000人の方が利用している海水浴場でございまして、こちらも遊泳者とプレジャーボート等との事故防止等を図るために平成18年度より毎年、水域利用調整区域に指定しているところでございます。

申出の期間は、海水浴場の開設期間の7月2日から8月24日までとなっております。

次に21ページ目からの「蘭島海水浴場及び水産動植物増殖施設」でございます。

海水浴場の部分につきましては蘭島海水浴場組合、水産動植物増殖施設の部分につきましては小樽市漁業協同組合の2者連名で申出を頂いたところでございます。

こちらの略図につきましては、24ページに添付しておりますが、蘭島海水浴場の遊泳区域につきましては、海岸線が800m、沖出しが70mの区域となっております。

その左右に小樽市漁業協同組合の水産動植物増殖施設がございまして、これを取り囲むように、海水浴場のところは沖出し100m、左右の水産動植物増殖施設からも100m沖出した区域を水域利用調整区域として指定することについて申出がございました。こちらの海水浴場につきましては、年間130,000人が利用しているところでございまして、遊泳者とプレジャーボート等との事故防止、また、水産動植物増殖施設で作業をされる漁船とプレジャーボート等との事故防止等を図るために平成16年度より毎年、水域利用調整区域に指定しているところでございます。

申出の期間は、蘭島海水浴場の開設期間の7月8日から8月21日までとなっております。

次に31ページ目からの「浜中・モイレ海水浴場水域」でございます。

こちらは余市町より申出がございました。

略図につきましては、33ページに添付しておりますが、海水浴場の遊泳区域は、海岸線500m、沖出し50mの区域となっております。その遊泳区域を囲むようにしまして、海岸線600m、沖出し100mの区域を水域利用調整区域として指定することについて申出がございました。

こちらの海水浴場は、年間20,000人が利用している海水浴場でございまして、こちらも遊泳者とプレジャーボート等との事故防止を図ることを目的としまして、平成18年度より毎年、水域利用調整区域に指定しているところでございます。

期間は、海水浴場の開設期間と同じ7月15日から8月16日までとなっております。

次に36ページ目からの「壮瞥町温泉園地」でございます。

こちらは壮瞥町より申出がございました。

略図につきましては、38ページに添付しておりますが、洞爺湖では、遊泳する方はいないとこのことですが、水上オートバイやモーターボートなどの動力船と、スワンボートやカヌーなどの非動力船とが混在している状況があり、水上オートバイ利用者の中には、スワンボートの航行エリアや遊覧船の航路付近に突入する者もいて、事故の発生も心配されることから、事故防止を図ることを目的としまして、スワンボートの航行エリアである湖岸線170m、沖だし右280m、沖だし左300mの区域を水域利用調整区域に指定することについて申出がございました。

期間は7月1日から9月30日までとなっております。

	<p>以上が、本日の時点で、今年度水域利用調整区域の指定の申出を頂いている7区域になります。</p> <p>続きまして、資料5についてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料5につきましては、水域利用調整区域内を航行する船舶の取り扱いについてでございます。こちらは、条例の対象外となります水域監視艇、救助艇、又は通称バナナボートといわれるボートを曳航（えいこう）する船舶等営業艇の取扱いを定めたものとなります。条例の対象外となります水域監視艇などにつきましては、条例の対象外ではありますが、遊泳者の安全を確保することなどを目的としまして、例年、各水域で活動されているライフセーバーの方や、海の家経営者など船舶の所有者に1のとおり水域利用調整区域内に水路の設定をお願いしております。</p> <p>また、2に記載しております船舶の事前の届出をお願いしているところでございます。その具体的な内容としましては、1の水域利用調整区域内の水路の設定につきましては、水域監視艇などが水域利用調整区域内を航行して区域の外に出る場合につきましては、離着岸に必要な水路を水域利用調整区域内に設定して、人命救助を行う場合など緊急に水域利用調整区域内を航行する必要がある場合を除いては、その水路内を航行するようお願いしているところでございます。</p> <p>当該水路の設定につきましては、ブイ等によって表示をして、遊泳者と船舶とが接触などを起こすことがないように必要な措置をお願いしているところでございます。</p> <p>次の2の水域利用調整区域内を航行する船舶の届出等につきましては、救助艇と、条例の対象となる一般のプレジャーボート等とは、外見上、区別しづらいということもございまして、一般のプレジャーボートと区別するために、救助等にご使用になるプレジャーボートについて、道への事前の届出をお願いしております。</p> <p>また、旗や船体への表示によって、ほかの船舶と区別できるようにしていただくこともお願いしております。その時の届出につきましては、船体番号や操縦される方のお名前、船舶の写真を届出様式に添付していただきまして、その届出の内容につきまして、海上保安本部、運輸局、警察本部と情報共有させていただいているところでございます。</p> <p>議題の1「令和4年度水域利用調整区域の指定」の説明につきましては、以上でございます。</p>
<p>【木村会長】</p>	<p>どうもありがとうございました。申請のありました7つの水域について説明していただきました。昨年ありました、8カ所の水域から屈斜路湖が抜けて7カ所となったということで大体例年通りの申請ということでございます。この説明につきましてご質問、ご意見のある方は御発言お願いします。</p> <p>何かわからない点がございましたら、お聞きください。</p>
<p>【国見委員】</p>	<p>北海道ライフセービング協会の国見と申します。</p> <p>最後にお話があった、水域利用調整区域の事前届出について資料を見させて頂きまして、事前の届出書はどこかでダウンロード出来ますでしょうか</p>
<p>【事務局】 東</p>	<p>今のご質問にお答え致します。</p> <p>この様式は、条例に基づくものなので、ホームページの方に掲載してあります。</p> <p>そこからダウンロードするのは可能ですが、事務局でもある危機対策課の方にお問い合わせ頂くようにして頂ければそちらの方で送るというのも可能でございます。</p>
<p>【木村会長】</p>	<p>内容の例年通りの内容ですので特にご意見、ご質問がないようですので、今年度の指</p>

	<p>定区域につきましては事務局の提案のとおり、別紙の資料のとおりにすることが適当だと思いますがいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なし〉</p> <p>はい。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、議題2に移らせて頂きます。前回2月の協議会におきまして、網走市さんの方から指定の申出があった3水域についてこの協議会でご審議頂きまして、色々な意見を頂きました。</p> <p>今回、この協議会において、改めて協議することとなっております、このことに関して事務局の方からご説明して頂きたいと思います。</p>
<p>【事務局】 東</p>	<p>事務局から説明させて頂きます。</p> <p>手元にお配りしております資料6になります。こちら資料6になりますけども昨年度2月に行われた水域利用調整協議会において、網走市から3水域指定申出がございました。網走市から申出があった3水域については、「網走港内」、「海岸町海岸」、「網走沖」、この3つですが、そのうち、「網走港内」と「海岸町海岸」については、協議会実施後、関係機関の方々と協議をした結果、港則法が摘要される区域であるということで、北海道のプレジャーボート条例に基づく指定は行えない旨、確認がとれております。</p> <p>そのことについても網走市様にお伝えしております。</p> <p>よって、今回の協議会において、今後指定に向けた検討を行うのは、残り1つ「網走沖」の区域となります。</p> <p>前回の協議会では、区域の指定に向けた課題としまして、例えば対策の自主規制をしているか、ローカルルールを設定した上で、それでもなお危険性が排除できないか、地元理解が得られているか、監視体制のあり方等、これらが、どういった整理について議論が今後必要であるといふふうに協議会の中で出ておりました。従いまして今回オンラインで出席頂いております網走市漁業水産課課長の渡辺様にこれまでの経緯や課題への対策にかかると取組について、説明頂きたく考えております。</p> <p>渡辺課長様、よろしくお願ひ致します。</p>
<p>【網走市】 渡部課長</p>	<p>網走市役所水産漁業課の渡部と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>私の方から今までの経緯とご指摘のございました今後の取組につきまして、お話をさせて頂きたいと思ひます。取組の経緯につきましては、前回の会議の中でも話があったと思ひますが、近年、さけ・ますの遊漁が非常に増加してございまして、「網走港内」、「網走の海岸地区」、「網走沖」で、非常に遊漁船、プレジャーボート、港内の場合はミニボートといひまして、船検の不要な釣り用のボートが非常に増えて問題となっております。</p> <p>先ほどの話にもありましたように、それらの対策につきまして、当市では、北海道のプレジャーボート条例と合わせまして、独自でも港湾区域につきましては、当市の港湾課が中心になりまして、港湾区域の安全航行に関する委員会を立ち上げて検討してございまして。</p> <p>現状としましては、港湾の中は、先程お話しがありましたように、港則法の規制によりプレジャーボートの条例は対象外というお話しでしたので、こちらにつきましては、当市の方で設置してあります委員会の方で、今網走市の条例により規制する方向で、最終調整を行って段階になってございまして。</p> <p>沖合につきましては、引き続きプレジャーボート条例の方でも申請をさせて頂くと</p>

	<p>もに近隣の漁業協同組合からの要請も非常に強くて、海区漁業委員会の委員会指示による規制もあわせて北海道の方で検討している段階であります。前のご指摘がございました、自主規制の強化、それからローカルルールの設定につきましては、今の段階では具体的に3月から進んでおりませんが、まずは当市の方で遊漁船等の方の意見を聞く場としてっております、能取漁港利用団体協議会という協議会がありますので、そちらの方で話をした中で、プレジャーボートを含めて、合意形成が取れるかどうかを考えていきたいと思っております。</p> <p>合わせまして、その中で話をした上で、ローカルルールの設定の可能性を検討していきたいと思いますが、先日、先程お話ししました、海区漁業調整委員会の委員会指示における説明会が北海道により実施されまして、この近隣の遊漁船、プレジャーボート団体が出席されましたが、お話を聞いている中では、一概に海域を規制するという点について、非常に反発が多かった印象を受けておりますので、簡単でないのかなと思っております。</p> <p>しかしながら、仮に海区漁業調整委員会の方で、今当市が出しております沖合の海域の指定が出来ないのであれば、北海道のプレジャーボート条例における、水域利用調整区域に指定に向けて、関係団体と知恵を出しながら、提示されました課題である、自主規制の強化、ローカルルールの設定について、検討していかなければならないと思っております。現状としては、このようになっております。以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>【木村会長】</p>	<p>道の方からの説明と今、網走市さんの方からの現状の説明、将来も含めてご説明頂きました。これらの説明につきまして、ご質問、ご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>前回、山宮委員からも水域だけではなく、漁港にいろいろな人が入ってくるということで混雑も含めて、ご意見を頂いていましたが、委員の皆様から今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんかでしょうか。</p>
<p>【山宮委員】</p>	<p>6月16日に北海道全道の漁協組合長会議が行われます。その時に決議が行われまして、道及び国への要請事項として、非常に重たいものになります。今年の決議は4本ございます。</p> <p>1つは漁協の経営や漁獲の安定とか資源対策であるとか、ブルーカーボンを含めた漁場環境などありますが、決議第2号において漁場の安全確保と水産資源の適正利用というのが決議されております。これは全道74組合の中で、10人の代表がいるのですが、その代表が満場一致で決めた決議でございます。</p> <p>この中には今あった漁場の安全確保と水産資源の利用ということで、一つは今、ウクライナ情勢も含めまして、ミサイルも発射されていますので、漁場の安全確保と漁場周辺の遊漁におけるルールの作成というのが決議されております。</p> <p>その中の項目としては、遊漁やプレジャーボートにおける海上事故、漁具被害の発生防止、水産資源の保護、適正利用、漁撈作業における漁船の航行時の安全確保というのが盛り込まれております。</p> <p>更に、非常に痛ましいことですが、今回の知床沖の事故であり、漁業者は海難救助を行っており、この漁業者の身分保障、所謂お金が掛かりますから、燃料代や人件費などの負担も軽減に関する内容を決議致しまして、6月16日にそれがあります。</p> <p>それをもって、道及び国に要請を向かうということが今の流れになります。以上です。</p>
<p>【木村会長】</p>	<p>貴重な情報、どうもありがとうございました。前回、海保さんの方から港則法の水域に</p>

	<p>についてのご意見頂きましたが、当初、道の方から説明されましたが、他にご意見とかありますか。</p>
【宮里委員】	<p>港則法については、当課(安全対策課)ではないのですが、航行安全課で港則法を所管しているので、そちらの方針に沿ったようなかたちでございます。</p>
【木村会長】	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>前回、色々ご意見を頂いて、かなりの時間、委員の皆様から色々な方面からのご意見を頂きました。さけの時期に特に酷くなるということで、前回色々頂いたご意見で道の方で調査等を行って頂きました。</p> <p>今回網走市さんからの現状、将来どうしていくかの説明を頂きまして、今後は、ご説明いただきましたように、道の方から4つ挙げて頂いた「自主規制の強化」と「ローカルルールの設定」、「地元の理解」、「監視体制のあり方」ということで、網走市さんの方からどうしていくかと説明を頂いたと思います。</p> <p>いきなり水域を否定するのではなく地元の取組も踏まえた上で、水域の指定をしていくというこれまでのやり方に従った形で今回色々調整して頂いたと思います。</p> <p>そういうこともありますので、かなり議論は整理されてきたと思います。まだ、わからない点、あるいは現状につきまして委員の皆様で何かお考えがございましたら、出して頂きたいのですが、何かありませんか。</p> <p>今後は、状況はかなりひどい状況であるということは、前回も含めて理解して頂いていると思います。特に、今の説明を受け今後、網走沖につきましては、今年度の秋鮭シーズンにおける状況を踏まえて、今年度の2回目、2月ころの協議会において、指定について一定の方向性決めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>特にご意見等がなければそのような方向で考えていきたいと思っておりますけれども、それではよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なし〉</p> <p>どうもありがとうございます。 続きまして、事務局の方から資料7についてのご説明をお願いします。</p>
【事務局】 東	<p>資料7をご覧ください。</p> <p>今回の本協議会の最後になりますけど海水浴場も含めた水域利用に関係する機関の方々が多数集まっているということで、中々ない機会ということで、海の安心安全を守る津波フラッグについて、資料7を用いて札幌管区気象台の地震火山課長谷川地震津波防災官よりご説明頂きたいと思っております。</p> <p>では、よろしくお願い致します。</p>
【長谷川 地震津波防災官】	<p>只今紹介して頂きました、札幌管区気象台の地震津波の防災を担当しております長谷川と申します。よろしくお願い致します。</p> <p>まず、最初に、今日の水域利用調整協議会の貴重なお時間を頂戴致しまして、私共の取組についてお話を頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>資料7の頭のところで、津波フラッグは避難の合図と書いていますが、大きな地震とか津波はそんなに頻繁に起こるものではないのですが、津波が発生した場合はすぐに避難しないと甚大な被害が生じるおそれがあります。</p> <p>地震は、いつ何時どこで起こるかかわからないですが、気象庁では、各地に地震計等、観測装置を配置しておりますので、地震発生直後に即時に分析します。海域で大きな地震が起きて、津波の発生する恐れがあると判断した場合は、津波警報あるいは注意報をすぐ発表することになっております。気象庁から発表された津波警報等については、今ご覧の図がありますように、様々な手段を用いて、一般の方、あるいは行政関係機関の方に、</p>

通知されることになっています。

車の中では、カーラジオで、お宅にいらっしゃる時にはテレビ、屋外ですとサイレンになる、昔の話ですと鐘をならすということもあります。

最近ですと、皆様お持ちの携帯にエリアメールで、ほとんど気象庁から発表したらすぐに通知がいくようになっていきます。これに加えまして、資料 2 枚目の赤と白の旗、津波フラッグといいますが、海岸付近にいらっしゃる方々に津波警報が出たことをお知らせする為に、一昨年、この旗が制定されました。

それまでは、海岸付近ですとサイレンなど音響でお知らせすることがメインだったのが、津波フラッグは目で見て分かるものがございます。

次のページへお願いします。

津波警報が発表されたことを知らせる標識ということで、一昨年の 6 月に制定されています。聴覚に障害をお持ちの方が海岸付近でレジャーまたは他の活動をされているときには、音が聞こえないので視覚的なものが有効であるということ、また一般の方も、泳いでいる場合は波音とか風でサイレンが聞こえないことがあることもございますので、こういう方々にも目で見て分かるという通知の方法になっております。

デザインについては、白と赤の格子模様で制定しております。写真にありますように、監視活動を浜でされているライフセーバーの方々等が、この旗を振るとか、あるいは他のもう少し高いビル等から掲げて遠くからでも見える形にすることになります。

津波がギリギリまで来ますと、ライフセーバーの方々ご自身に危険が及ぶので、安全を確保した上でやって頂くということになっております。

次のスライドをご覧ください。

制定の経緯というのを簡単にまとめております。背景と致しまして、11 年前の東日本大震災で津波の甚大な被害が発生したわけですが、NHK さんの調査では、聴覚障がい者の死亡率が健常者の方の約 2 倍に上るという結果が出ています。

津波警報が聞こえなかったどうかまでは調べてはいないのですが、聞こえない方に対してどういう形で津波警報を伝えるかということが課題にございました。

令和元年度に気象庁の方でどうやって伝達したらいいかの検討会を設けまして、どんなデザインの旗がいいか、色はどんな色がいいのか等、有識者、色覚の専門家、ライフセービング協会の方、自治体関係者を委員として、色々ご議論頂いて、最終的に赤と白のフラッグが遠くからでもよく見えるという形でこれに決まった経緯がございます。

右下の写真ですが、実際に数種類のデザインの旗を海岸で振って見て、沖合のボートからどれが一番見やすいか実験した上で、最終的に決定したということがございます。

一昨年に制定されたばかりで、現在気象庁の方で皆様に普及を計っている状況でございます。まず、気象庁としての目標として、海水浴場で津波フラッグを導入して頂きたいということで、本日ご参加の小樽市さん、ライフセービング協会さんのご協力、小樽のドリームビーチでは既に導入しているところです。

色々な周知、広報に取組みとして、動画作成や、ポスター、チラシ配布、オンライン講演会などを実施しています。

また、海水浴場をお持ちの市町村で、フラッグの導入の状況調査を定期的にさせて頂いております。北海道では、道内沿岸で 25 の市町村で海水浴場を開設されていますが、現在 9 つの市町村で導入し、割合は 30 数パーセントでございます。ここ数年はやはりコロナの関係で海水浴場が開設されなかった状況でしたが、今後は海を利用される方が増えてくると思いますので、津波フラッグを導入して頂きたいと考えております。

津波フラッグに関して動画を作成しましたので、画面に共有いただいでよろしいでしょうか。昨年 6 月の小樽ドリームビーチの海開きの際のデモンストレーションで、小樽ライフセービングクラブに協力いただき、旗を振って頂きました。それを収録したもの

を YouTube に公開しております。

現在、気象庁としては、海水浴場から導入を図ることにしていますけれども、海を利用される場所あるいは利用者の方々はその他にも色々いらっしゃるの、ゆくゆくは範囲を広げていきたいと思っております。本日の協議会にお集まりの皆様からも、またお知恵を拝借出来ればと思っております。

〈動画視聴〉

※下記 URL [気象庁ホームページから動画視聴可能]

▼https://www.jma-net.go.jp/sapporo/jishin/tsunami_flag.html

このようにライフセーバーの方に旗を振って頂いて、海岸のいる方にお知らせします。聴覚障がい者の方のため、動画の下に手話通訳を入れています。1分弱の長さで納め、注意事項も書いてあります。制作は気象台ですが、ライフセービング協会・小樽ライフセービングクラブにご協力いただき、ろうあ連盟とも連携して作成いたしました。

最後に、参考資料を簡単に説明させていただきます。スライドの最後から2枚目になります。

北海道南西沖地震が平成5年に発生し、来年でちょうど30年になります。この時は、日本海側でマグニチュード7.8と非常に大きい地震でございました。特に奥尻島が非常に大きな津波の被害を受けました。土砂災害として崖が崩れたりもしましたが、高い所で30メートルという非常に高い津波が発生し、まさに11年前の東日本大震災の際の津波に匹敵するような巨大な津波が押し寄せてきました。

次のスライドをお願いします。北海道の周辺で起こる大きな地震や津波は、太平洋側が多く、マグニチュード8クラスが数十年に一度くらい起こります。

これは海洋プレートが、北海道の下に沈み込むことによって起こりますが、日本海側でもたまに大きな地震が起きます。先程、紹介した北海道南西沖地震の前には、日本海中部地震が発生し、津波が発生しております。

更に古い地震として、1940年に北海道西方沖、積丹半島の北で、マグニチュード7.5という地震が起こっています。この南北に連なる領域では、頻度は少ないですが大きな地震が起こります。その時には津波も発生することがあります。

これについて一般の方も含めてご認識頂いて、もしもの時に迅速な対応や避難などして頂きたいということで、気象台としても色んな機会を通じて周知させて頂いているところでございます。

私共の説明は以上になります。ありがとうございました。

【木村会長】

どうもありがとうございます。

ただいま津波フラッグについて、ご説明頂きましたが、小樽市は既に導入しているということですが、水域利用調整区域の申出のある石狩市や余市町は導入されているのでしょうか。

【長谷川
地震津波防災官】

石狩市も導入されております。

余市町は、去年一昨年と海水浴場を開設されなかったようで、今年あたり開設される場合は、ぜひお願いしたいということで、また御協力を町の方をお願いしようと思っっている次第です。

【木村会長】

たくさんの方が海水浴を訪れるということなので、周知することが大事ですね。

その他、ライフセービング協会国見委員からも何かコメント等ございますでしょうか。

【国見委員】

北海道ライフセービング協会です。

先日、打ち合わせの方をさせて頂きましたが、我々各ビーチで活動させて頂いておりまして、津波フラッグそれぞれのビーチで常に置いており、津波が来た場合、すぐに対応が出来るように対策しておりますので、今後とも、気象庁の方々とも、仲良くさせて頂き

	<p>たいなと思っております。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p>
【木村会長】	<p>どうもありがとうございます。あとはいかに啓蒙活動を行い、旗の意味を皆さんに知って頂くことも重要であると思います。旗が振られても意味が分からない、対応までに時間がかかるということで、ぜひ啓蒙活動等につきまして、北海道としても取組んで頂きたいと思います。本日は貴重な御説明ありがとうございました。津波フラッグにつきましては、これで終わりにさせていただきます。</p> <p>本日、用意した議題は以上でございますが、最後に中々対面で会うことも出来ないということで、今回ネットを通じましてもかなりの委員の方が出席して頂いています。</p> <p>貴重な機会ですので、最後に委員の皆様から発言を頂きたいと思いますが何かございませんでしょうか。</p>
【事務局】 東	<p>本日はお忙しい中お集まり頂きましてありがとうございました。</p> <p>またオンラインで御参加頂いた委員の方々もありがとうございました。今日、議題となりました令和4年度の区域指定、それと網走市からの御説明もありましたけども、特に網走市の今後の動きというものは今後、事務局として必要であれば現地に出向いて、実態や取組に対してどのような効果があるのか見ていきたいというふうに思っています。</p> <p>2月ころに今年度2回目の協議会を予定していますが、そこで発表出来るかどうか分からないですが、情報提供も2月を待たずに動きがあればまたお知らせしたいと思いますので、その時はよろしく願いします。以上です。</p>
【木村会長】	<p>ありがとうございました。それでは、これで協議会を終了したいと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。</p>